

2021 年度

第 59 期 事 業 報 告 書 (案)

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

日 本 繊 維 輸 入 組 合

目 次

第一 2021年の繊維製品輸入動向	1
I. 総 論	1
II. 主要繊維製品の輸入状況	4
1. 糸 類	4
2. 織 物 類	5
3. 衣 類	6
4. 二次製品	8
5. そ の 他	8
繊維輸入総括表（2021年1～12月）	9
繊維製品・主要国別輸入の推移	10
第二 組合員の異動及び機構等	11
I. 組合員の異動	11
II. 機 構	11
III. 役 員	12
第三 事業の概要	13
第四 総会・理事会・監事会	15
I. 総 会	15
II. 理 事 会	15
III. 監 事 会	16
第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等	17
I. 企画委員会	17
II. 繊維資材委員会、黄麻分科会、絹分科会	17
III. アパレル委員会、アジア州分科会	18
IV. ホームテキスタイル委員会	18
V. 技能実習及び取引適正化推進委員会	19
VI. ロジスティクス委員会	19
VII. 組合運営に関するタスクフォース	21
第六 事業関係	22
I. 新年賀詞交歓会	22
II. EPA/FTA 協議等への対応	22

III. 繊維貿易情報センター.....	23
IV. 繊維製品の環境・安全問題への対応.....	24
V. 展示商談会への参加、協力、受け入れ.....	25
VI. 研修会、講演会、セミナー等の開催.....	26
VII. 海外（含む駐日）関係機関等交流・協力等.....	29
VIII. 上海分会.....	29
IX. 繊維産業技能実習事業協議会と取引適正化推進への対応.....	31
X. 関係当局への対応.....	34
XI. 国内関係諸団体.....	34
XII. PL 団体保険の実施.....	35
XIII. CSR について.....	35
第七 業務関係.....	36
I. ワシントン条約繊維関係品目輸入割当申請.....	36
II. 広報、諸統計、その他	
1. 「The Japanese Apparel Market & Imports」.....	36
2. 組合 HP 掲示.....	36
3. 諸統計の作成.....	37
4. 登記・届出関係.....	37
添付資料.....	38
I. 要望書等	
1. 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（PFOA 輸入禁止の救済措置）に関するお願い』.....	38
2. 『ベトナム EU 自由貿易協定における拡張累積制度への日本産生地への適用要請について』.....	40
3. 『日 EU・EPA 及び日英 EPA に関する意見・要望等について』.....	44

第一 2021年の繊維製品輸入動向

I. 総論

我が国に輸入される繊維製品の約7割を占める衣類の2021年の輸入動向は、2020年に引き続き、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、感染の第3、4、5波と、年初から9月末まで「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」が発出され、政府の要請による外出自粛や店舗の時短営業、テレワークの定着などにより、カジュアルウエアなどを中心に需要はあったものの、ビジネスウエア、フォーマルウエアなどの需要は低迷し、2020年に比べほぼ横ばいに推移した。一方、2020年、新型コロナウイルスの感染予防のために国内での供給が逼迫していたマスク・防護服などは、国内での供給も安定に推移したことから輸入は大幅に減少した。

繊維製品の輸入全体をみると、輸入相手国第1位の中国は、新型コロナウイルスの感染拡大の抑え込みに成功したが、原材料価格の上昇や電力不足による生産減速、輸入相手国第2位のベトナムは、新型コロナウイルス感染拡大により、操業規制や移動制限による工場の生産停止、これらに加え、日本国内での中高価格帯の需要停滞と新型コロナ禍で顕著化した過剰在庫問題などにより両国からの輸入は減少した。一方、低価格帯の定番品を生産しているクーター下にあるミャンマーを除き、バングラデシュやカンボジアからの輸入は増加した。

このような環境下での2021年1～12月の全繊維品の類別輸入実績は、総計で数量が246.6万トン（前年比101.8%）、ドル金額334億ドル（同92.1%）、円金額では3兆6,707億円（同95.2%）と前年に比べ数量は横ばい、金額で減少した。

(1) 2021年 繊維製品・輸入総括表

	百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
糸 類	107,342	125.3	976	121.4	255	118.8
織 物 類	222,504	102.9	2,026	99.6	420	98.9
衣 類	2,667,221	102.3	24,281	98.9	972	102.6
二 次 製 品	673,680	71.4	6,133	69.0	819	97.9
繊維製品合計	3,670,747	95.2	33,416	92.1	2,466	101.8

出所:財務省貿易統計(確々報値) (注):前年比は%

2021年 繊維製品・輸入総括表を見ると、繊維品輸入の円ベースでの類別内訳では、衣類が（前年比 102.3%、シェア 73%）、二次製品（同 71.4%、同 18%）、織物類（同 102.9%、同 6%）、糸類（同 125.3%、同 3%）で、繊維品輸入のうち、衣類の輸入が全体の約 7 割を占める輸入構造となっている。

(2) 2021年 繊維製品・主要供給国

		百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
1	中国	2,154,005	93.5	19,609	90.4	1,449	102.2
2	ベトナム	479,018	90.9	4,361	87.9	285	96.2
3	バングラデシュ	135,115	114.9	1,230	111.1	82	112.7
4	インドネシア	134,624	99.5	1,226	96.2	141	103.9
5	カンボジア	124,602	108.6	1,134	105.1	51	113.5
6	イタリア	92,680	99.1	844	95.9	5	97.7
7	タイ	85,486	101.2	778	97.8	105	103.1
8	ミャンマー	74,733	72.4	680	70.0	29	76.6
9	台湾	45,169	109.4	411	105.8	89	105.4
10	インド	44,018	115.6	401	112.0	33	123.8
	その他諸国	301,297	102.4	2,743	99.0	196	97.5
	全世界	3,670,747	95.2	33,416	92.1	2,466	101.8
	換算レート	109.85 円/ドル					

出所：財務省貿易統計(確々報値) (注)：前年比は%

2021年 繊維製品・主要供給国をみると上位 10ヶ国は、1位中国（数量 前年比 102.2%、円金額 前年比 93.5%）は、数量が横ばい、金額は減少に推移した。以下、金額ベースでの輸入国順位は（2位）ベトナム、（3位）バングラデシュ、（4位）インドネシア、（5位）カンボジア、（6位）イタリア、（7位）タイ、（8位）ミャンマー、（9位）台湾、（10位）インドであった。

近年では、中国での生産諸コストの上昇や米中貿易摩擦・人権問題等の回避、アセアン諸国との経済連携協定（EPA）制度や LDC 特恵制度などの適用によるコスト削減を理由に、中国からアセアン諸国に生産地をシフトする動きが依然として続いており、ベトナムを中心

としたアセアン諸国からの輸入が増加している。

この繊維製品輸入の背景を考えると、第一には海外と日本の生産コストの差が主たる要因であるが、同時に海外生産で、現地や第3国間で原材料の供給が可能となっており、それらの品質が向上していることや、多品種・小ロット、短納期など日本市場で求められる条件に対応できるようになったことが要因としてあげられる。本年1月に発効した「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」は、衣類の原産地規則も緩和され、中国からアセアン諸国への原材料の供給が加速すると見込まれるが、新型コロナウイルスによりサプライチェーンにおける供給への制約が浮き彫りになったことが懸念される。

これら輸入を支える我が国の貿易制度として（ア）加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条、通称「暫8」）、（イ）経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の関税暫定措置法に基づく特恵関税輸入制度が挙げられる。

（ア）加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条、通称「暫8」）は、我が国から加工又は組立のために輸出された貨物を原材料とした製品が、その原材料の輸出許可の日から原則として1年以内に輸入される場合にその製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減する制度である。

この暫8活用の主要国は中国であるが、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効によって、暫8よりも関税メリットが期待されたところであるが、RCEPを適用し中国から輸入する場合、関税が段階的に削減され、糸類や織物類のほとんどが11年目に撤廃、衣類のほとんどが16年目に撤廃されることとなっており、2023年3月末までの時限立法である暫8の更なる適用期限の延長が望まれる。

（イ）我が国ではEPAやFTAの整備が進められている。EPAでは定められた原産地規則を満たす場合に、当該輸入国での関税がゼロもしくは低減される制度で、繊維品輸入での活用が進んでいる。外務省によると2022年1月現在で、我が国が締結している発効済・署名済のEPA / FTAは21の国と地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11、EU、米国、英国、RCEP）で、交渉中が3つの国と地域（トルコ、コロンビア、日中韓）となっている。

Ⅱ. 主要繊維製品の輸入状況

1. 糸 類

(1) 生糸・絹糸

実需者への生糸の関税割当制度は農林水産省令により、国内産業の保護の観点から継続されている。財務省統計によると、2021年は中国・ブラジル等からの生糸輸入数量は185トン、前年比125.9%、輸入金額が1,265百万円で前年比は134.0%となった。内訳として、輸入数量は中国が114トン、146.2%、輸入金額は808百万円、164.9%、同様にブラジルは71トン、102.9%、457百万円、101.1%であった。

また、財務省統計によると絹糸は、洋装用及び生糸代替用撚糸輸入が主流であった。2021年の絹糸輸入数量は734トン、前年比110.6%、輸入金額は4,170百万円、前年比115.6%となり、輸入数量、輸入金額とも増加した。内訳として、輸入数量は中国495トン、115.9%、輸入金額は2,822百万円、124.7%、同様にベトナムは142トン、107.4%、947百万円、109.2%、タイは61トン、118.8%、188百万円、105%、ブラジルは27トン、75.9%、190百万円、73%、インドは9トン、49.8%、15百万円、43.9%であった。

(2) 毛 糸

2021年の毛糸の輸入は、数量が前年比17.8%の減少、金額も16.5%減少し、数量および金額ともに2019年以降10%以上の減少が続く3年連続の減少となった。近年の暖冬の影響や原料をはじめとする各種コストの上昇で発注が抑えられたのに加え、新型コロナウイルス感染拡大による店舗の休業や営業時間の短縮で需要が低迷した。

糸種別では、紡毛糸が3年続けて減少し数量で7.3%減、金額は前年の大幅減から1.8%の増加となった。また、太宗を占める梳毛糸は勤務形態の変化による紳士スーツの着用機会の減少やイベント自粛による需要減もあり、数量が21.3%減と4年続けて減少、金額も22.9%減と3年連続で減少した。

供給国別に数量で見ると、輸入量の5割弱を占める第1位の中国が15.5%の2桁減。一方、第2位のタイは33.9%増加、第3位のインドは35.4%の大幅減となった。この他では、前年は3倍強増加したベトナムは65.6%の大幅減、マレーシアとイタリアも減少した。

(3) 綿 糸

2021年も綿花価格は高値を維持する一方で、新型コロナウイルス禍によりさまざまな需要が失われ、最終製品の価格が上がらず、原料高製品安という傾向が進んだ。2020年に比べると経済正常化の動きを受けて数量の回復が見られるが、コンテナ不足をはじめとした輸送の混乱によるコストアップなど金額への影響も大きいものとなった。数量で47,807トン、

前年比 120.8%、金額は 22,986 百万円、前年比 142.7%と大きく増加した。国別ではインドネシアが 14,303 トン、129.3%、5,651 百万円、153.9%、インドが 7,804 トン、137.4%、5,336 百万円、157.7%、ベトナムが 7,641 トン、102.6%、3,168 百万円、125%、パキスタンが 8,945 トン、120%、3,086 百万円、143.3%、中国が 3,700 トン、116.2%、2,769 百万円、130.3%となった。

(4) 人織糸

人織長糸は、ポリエステル、ナイロン、スパンディクス（ポリウレタン）類および不織布用のポリプロピレンを中心に数量で 168,969 トン、前年比 119.9%、金額では 58,722 百万円、前年比 127%となった。国別では中国が 43,061 トン、134.1%、16,975 百万円、142.3%、台湾が 39,669 トン、115.7%、12,646 百万円、129.7%、タイが 23,821 トン、118.7%、8,005 百万円、130%、インドネシアが 15,539 トン、118.4%、4,467 百万円、126.6%、ベトナムが 16,997 トン、128.7%、4,037 百万円、144.7%、韓国が 11,298 トン、103.7%、3,763 百万円、109%となった。

人織短糸は、T/C, T/R, アクリル類を中心に数量で 31,364 トン、前年比 117.1%、金額で 13,676 百万円、前年比 122.4%となった。国別ではインドネシアが 18,137 トン、120.2%、5,760 百万円、123%、中国が 5,213 トン、120.1%、3,830 百万円、128.6%、ベトナムが 3,485 トン、126.7%、1,228 百万円、145.7%、タイが 1,907 トン、107.5%、1,009 百万円、118.7%、インドが 1,199 トン、111.9%、565 百万円、114.2%となった。

2. 織物類

(1) 絹織物

絹織物の国内市場は依然として縮小しているものの、前年に大きく落ち込んだ需要は多少回復を見せ、数量が 2,753 千 SM、前年比 107.9%、金額では 3,160 百万円、前年比 108.7%となった。国別では中国が 1,594 千 SM、114.1%、1,387 百万円、121.4%、ベトナムが 970 千 SM、103.3%、1,210 百万円、107.7%、イタリアが 96 千 SM、80%、348 百万円、86.1%、インドは 46 千 SM、154.4%、76 百万円、169.6%となった。

(2) 毛織物

2021 年の毛織物の輸入は、数量が前年比 39.1%減、金額も 31.7%減となり、数量が 5 年連続の減少、金額は 2 年連続で減少し、新型コロナウイルスの感染拡大により大幅減となった 2020 年から更に減少した。

内訳は、紡毛織物が数量で 17.9%減と前年の 46.9%から改善したものの 2 年連続で減少し、金額も同 9.4%減少した。また、主力の梳毛織物は数量が 41.9%減と 5 年続けて減少し、特にこの 2 年は 40%を超える減少となった。また、金額も 36.5%減と 3 年連続で減少した。

国別に見ると、数量では輸入相手国第 1 位の中国が数量で同 41.5%減、金額も 40.8%減少。

一方、第2位のイタリアは数量で39.6%減、金額も30.4%減少したが、金額は9年続けて第1位となった。また、第3位のイギリスも数量が41.5%減、金額も30.6%減となり、数量、金額ともに2年続けて減少した。この他では、インドが数量・金額ともに40%を超える増加、トルコは数量が5.0%減少したものの金額は1.0%増加した。

(3) 綿織物

綿織物の需要は、綿花価格の高騰の影響を受け厳しい状況が続いている。また、イベント向け幟やホテルなどのリネンサプライ向けの需要は戻り始めたが、ファッション衣料向けは、依然として厳しく、数量で188,508千SM、前年比83.2%、金額で21,746百万円、前年比98.6%となった。国別では中国が80,372千SM、74.9%、8,534百万円、87.1%と減少した。アセアン諸国では、インドネシアが40,691千SM、92.8%、3,802百万円、105.1%、パキスタンが42,157千SM、79.6%、3,044百万円99.8%と数量で減少したが、インドが4,600千SM、101.4%、684百万円、114.8%、タイが12,557千SM、124.5%、1,774百万円、156.3%と数量・金額ともに増加となった。アセアンからの輸入数量も56,954千SM、99.1%、6,197百万円、116.8%と横ばいとなった。

(4) 人織織物

人織長織物は、衣類、インテリア類、産業資材類等の多岐用途に供されるが、スポーツやアウトドア向けの商材は荷動きが活発で回復基調を続けているが、自動車向けは半導体不足による業界の減産や海上貨物の混乱の影響を受け、厳しい状況が続いている中、数量で367,149千SM、前年比108.3%、金額で28,187百万円、前年比110.2%とやや回復した。国別では中国が204,100千SM、118.6%、11,815百万円、124.4%、韓国が37,978千SM、111.9%、3,628百万円、111%、インドネシアが38,094千SM、81.4%、3,316百万円、85.8%、台湾が27,966千SM、106.8%、2,993百万円、110%となった。

人織短織物は、数量で200,020千SM、前年比104.4%、金額では14,787百万円、前年比98.9%となった。国別ではインドネシアが132,081千SM、102.2%、6,387百万円、94.6%、中国が40,342千SM、118%、4,251百万円、113.5%、タイが16,290千SM、108.7%、1,487百万円、102.3%、マレーシアが4,865千SM、66.9%、515百万円、75.5%となった。

3. 衣類

2021年の衣類輸入額は、ニット製衣類、布帛製衣類、その他衣類・付属品類合計で、2兆6,672億円、前年比2.3%増と、2年続いた減少から増加に転じた。なお、ドルベースでは243億ドルと1.1%減少しドル金額では3年連続で減少、また、数量（トン）は2.6%増と2年続いた減少から増加した。年央までは新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等に基づく休業や営業時間の短縮などで需要が低迷し、また、環境負荷に対する意識の変化から過剰供給の見直しによる仕入れ抑制など、衣類輸入に大きな影響が及んだ。

首位中国のシェアは、衣類合計数量（ト）では63.5%（1.6ポイント増）、金額では58.5%（2.7ポイント増）と、数量のシェアが2007年（91.7%）をピークに13年連続で減少していたものが増加に転じ、金額も2009年（84.0%）をピークに11年続いた減少から増加へと変化した。

近年、中国では人件費をはじめとするコストの上昇や高付加価値産業への転換などもあり、中国生産からアセアン諸国等とのEPAなど特惠関税を活用した輸入へのシフトが続き、アセアンからは2005年以降2020年まで連続してシェアが上昇（数量4.9%→29.1%、金額5.6%→31.0%）するなど「チャイナ・プラスワン」が進展していた。しかし、2021年はベトナムをはじめとするアセアン地域でのロックダウンやミャンマーの政変などで、生産地を中国に戻す動きが見られた。状況が落ち着けば再び中国からアセアンやバングラデシュにシフトすると見込まれるが、一方で品質や納期、小ロット対応での優位性から中国生産は一定程度維持されると思われる。

また、EUの金額シェア（4.8%）は、2年続けて減少（0.3ポイント減）し、2019年2月に発効した日EU間のEPA効果は読み取れない。

2021年の衣料品販売は、2020年の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による外出機会の制限や消費マインドの低下、行動様式の変化などから、引き続き厳しい状況が続いている。日本百貨店協会の発表によれば、衣料品売上高は3.5%増の1兆1,665億円だったがコロナ前の2019年比では約3割減少している。婦人服は6.2%増の7,739億円だが、ピークだった1998年の2兆2,751億円の3分の1程度と回復には程遠い。一方、消費行動の変化への対応として、スマートフォンなどモバイル端末によるEC（電子商取引）市場は、小売各社が経営資源を積極的に振り向けた事もあり引き続き拡大している。

（以下、主な販路別特徴）

- ショッピングセンター（SC）の既存店売上高は大幅な売上減となった2020年比で3.1%増（日本ショッピングセンター協会）となったものの、「年間を通じて新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け」て回復には至っていない。また、市場規模で百貨店や量販店合計を上回る専門店も、これまで堅調だった都心のファッションビルや空港関連施設等への来場者減少やインバウンド需要の激減などから苦戦を強いられた。
- 店舗を持たないネット通販サイト、EC（電子商取引）の伸長。スマートフォン等を活用したオムニチャネル化（店舗とネットの融合・統合戦略）の拡大。AI（人工知能）やウェアラブルIoT（モノのインターネット）を導入した様々な新サービスによる接客・販売手法の変化。
- メルカリに代表される二次流通市場の拡大や、サブスクリプション等の定額制レンタルサービスなどシェアリングエコノミーの拡大。環境負荷への配慮などサステイナブルな生活様式の浸透による古着市場の拡大やリペア（修理・修繕）サービスの提供。

4. 二次製品

(1) 敷物類

財務省統計によるじゅうたん類輸入状況は、2021年の輸入数量が前年比103.6%の84,523千SM、輸入金額は前年比113.9%で68,015百万円という結果であった。

国土交通省によると、2021年新設住宅着工数は前年比105.0%で85.6万戸となり5年ぶりの増加となった。また、国土交通省建築物着工統計によると、非居住者用建築物は、2021年はオフィス、店舗、工場、倉庫及びホテル等の建築増加により、着工床面積が前年比110.5%の4,387万㎡となった。

一方、日本自動車工業会が纏めた自動車新車販売数は、2019年では前年比1.3%減の520万台で、2020年は更に12%減少の460万台となり、2021年は3.3%減の445万台となった。コロナ禍の影響で、工場の操業停止や物流の停滞によってサプライチェーンが混乱する中で、2020年9月以降、自動車市場の急速な回復により、自動車に用いられている半導体が不足、自動車メーカー各社は2021年に入って操業停止や減産を余儀なくされ、また、高齢化社会による運転免許を返納するドライバーの増加やカーシェアリングのように個人所有せずにクルマを使うサービスの増加などにより販売台数が減少となった。

以上から、2021年じゅうたん類関連の国内市場状況は、自動車向けは減少に推移したものの、新築住宅やオフィスの建築増に加え、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や在宅勤務の長期化で巣ごもり消費がけん引役となり増加となった。

(2) インテリア用品

財務省統計によるインテリア用品の輸入は、じゅうたん類と同様に、巣ごもり需要が牽引し、数量ベースで前年比102.7%の154,438トン、輸入金額が111.6%の162,524百万円であった。インテリア用品の内訳は、リネン、カーテン・ブラインド、室内用品と大きく3つに分かれる。

5. その他

黄麻製品

2021年の黄麻製品（原料、糸、紐・綱、織物、袋）は、天候による影響は少なかったものの、インド、バングラデシュでのジュートの生産量の減少による原料の高騰による市場価格の上昇、さらには世界的なコンテナ不足、港の混雑など海上貨物運賃の高騰による影響を受けた。黄麻製品の輸入は数量で5,740トン、前年比95%と減少したが、金額では1,402百万円、前年比119%の増加となった。

黄麻織物は数量8,491千SM、99.9%と横ばいであったが、金額は510百万円、130.1%と大幅に増加した。

繊維輸入総括表(2021年1～12月)

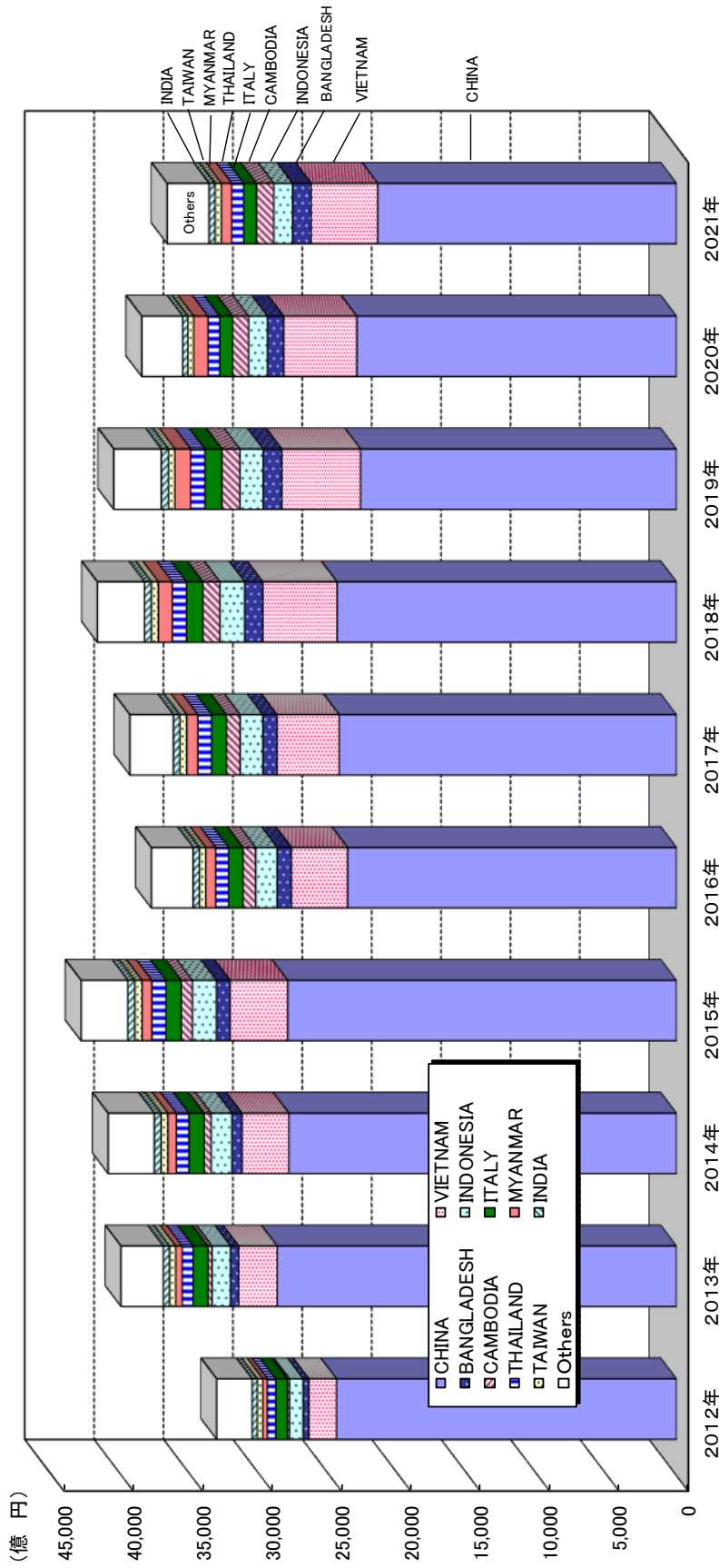
日本繊維輸入組合

		数 量	前年対比	金 額 (百万円)	前年対比
< 糸 類 >					
絹 糸	トン	734	110.6	4,170	115.6
毛 糸	トン	2,448	82.2	5,573	83.5
綿 糸	トン	47,807	120.8	22,986	142.7
人織(長)糸	トン	168,969	119.9	58,722	127.0
人織(短)糸	トン	31,364	117.1	13,676	122.4
その他糸	トン	4,004	100.4	2,215	115.7
(糸 類 計)		255,327	118.8	107,342	125.3
< 織 物 >					
絹 織 物	千SM	2,753	107.9	3,160	108.7
毛 織 物	千SM	6,670	60.9	8,142	68.3
綿 織 物	千SM	188,508	83.2	21,746	98.6
黄 麻 織 物	千SM	8,491	99.9	510	130.1
人 織 織 物	千SM	567,169	106.9	42,974	106.0
(人織(長)織物)	千SM	(367,149)	(108.3)	(28,187)	(110.2)
(人織(短)織物)	千SM	(200,020)	(104.4)	(14,787)	(98.9)
ニット生地	トン	14,058	118.0	13,147	119.4
その他織物	トン	310,258	98.8	132,824	104.3
(織 物 計)		419,818	98.9	222,504	102.9
< 衣 類 >					
ニット製衣類	千PC	2,329,062	104.2	1,227,753	107.3
ニット製外衣	千PC	(1,492,778)	(105.8)	(994,756)	(107.8)
ニット製下着	千PC	(836,285)	(101.3)	(232,996)	(105.5)
布帛製衣類	千PC	1,115,530	99.3	1,110,508	96.8
布帛製外衣	千PC	(984,061)	(100.3)	(1,016,841)	(97.2)
布帛製下着	千PC	(131,469)	(92.3)	(93,667)	(93.0)
その他衣類	トン	138,829	100.7	328,960	103.6
(衣 類 計)		972,000	102.6	2,667,221	102.3
< 二 次 製 品 >					
じゅうたん類	千SM	84,523	103.6	68,015	113.9
インテリア用品	トン	154,438	102.7	162,524	111.6
その他二次製品	トン	562,714	95.8	443,141	60.0
(二 次 製 品 計)		818,496	97.9	673,680	71.4
繊維製品計		2,465,642	101.8	3,670,747	95.2
ゴム、毛皮、皮革製衣類及び製品	トン	70,698	82.9	165,597	143.6
繊維原料計		240,813	103.6	59,912	114.6
(繭・生糸計)	トン	(175)	(72.9)	(1,885)	(160.4)
繊維総計		2,777,153	101.3	3,896,256	96.9

出所:財務省「貿易統計」確々報値

繊維製品・主要国別 輸入の推移

TEXTILE PRODUCTS



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share
CHINA	2,450,579	2,878,750	2,793,734	2,802,231	2,371,236	2,431,458	2,446,911	2,277,575	2,304,589	2,154,005	
VIETNAM	199,303	276,567	337,867	415,103	404,031	447,440	533,995	567,386	526,773	479,018	
BANGLADESH	41,271	59,114	72,452	98,403	103,945	102,779	131,481	134,895	137,537	135,115	
INDONESIA	98,082	133,122	149,879	173,344	153,679	163,808	178,748	167,283	135,348	134,624	
CAMBODIA	15,476	29,207	50,476	80,018	91,220	98,287	122,207	129,392	114,685	124,602	
ITALY	83,954	106,496	109,424	110,891	104,428	107,666	118,562	122,354	93,384	92,680	
THAILAND	60,502	79,485	91,580	101,498	93,394	98,345	101,463	103,149	84,488	85,486	
MYANMAR	32,639	47,005	59,812	70,469	70,685	80,280	101,045	113,430	103,254	74,733	
TAIWAN	39,477	44,470	49,406	52,326	45,300	49,993	50,318	45,943	41,298	45,169	
INDIA	37,916	44,845	49,201	50,626	45,914	46,200	49,808	51,992	38,062	44,018	
Others	254,496	304,095	331,949	335,878	300,935	312,847	338,873	341,590	294,242	301,297	
TOTAL	3,313,695	4,003,156	4,095,780	4,290,787	3,784,767	3,939,103	4,173,411	4,054,989	3,853,660	3,670,747	

出所：財務省貿易統計

2021年1-12月(雑々報値) 金額ベースによる上位10カ国

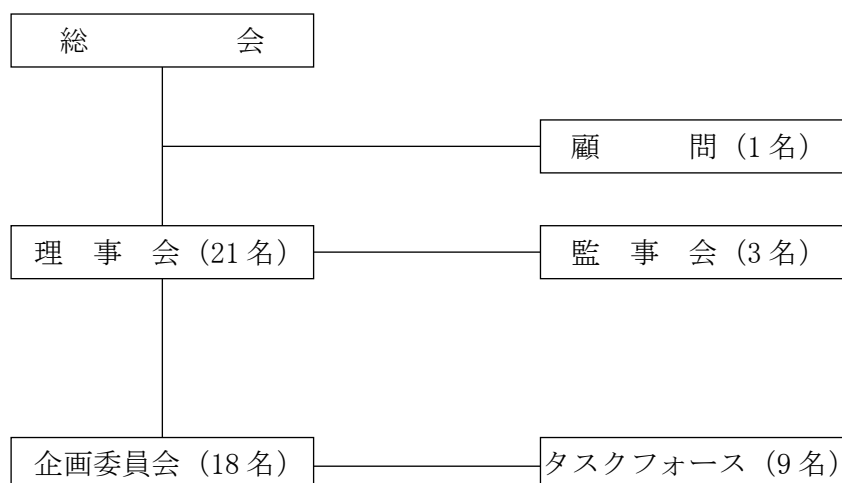
第二 組合員の異動及び機構等

2022年3月31日現在

I. 組合員の異動

年度初頭組合員数	年度中の異動			年度末組合員数
	加 入	脱 退	合 併	
正組合員数 47		4	1	42
支店組合員数 13		1		12

II. 機 構



部 会	正	支	計	商品・市場・制度別委員会
原 料 ・ 織 物 部 会	34	12	46	繊維資材委員会 (12名)
				絹分科会 (4名)
製 品 部 会	36	8	44	アパレル委員会 (19名)
				アジア州分科会 (14名)
				ホームテキスタイル委員会 (7名)
通 商 ・ 制 度 部 会	42	12	54	通商対策委員会 (7名)
				技能実習及び取引適正化推進委員会 (12名)
				ロジスティクス委員会 (13名)

Ⅲ. 役員

(敬称略)※印:員外理事

(2021年5月27日(木)第58回通常総会選任)

	氏名	社名	役職名
理事長	諸藤 雅浩	伊藤忠商事株式会社	常務執行役員 繊維カンパニープレジデント
副理事長	大室 良磨	伊藤忠商事株式会社	ファッションアパレル第三部長
副理事長	森島 弘光	丸紅株式会社	執行役員 ライフスタイル本部長
副理事長	乾澤 泰輔	三井物産株式会社	ファッション・繊維事業部長
副理事長	吉本 一心	日鉄物産株式会社	常務執行役員
副理事長	西田 吉彦	西田通商株式会社	代表取締役
副理事長	中村 靖明	双日株式会社	物資・繊維事業部副部長
副理事長	矢部 恭秀	帝人フロンティア株式会社	執行役員 衣料繊維部門長補佐
副理事長	坂本 友哉	豊田通商株式会社	繊維事業部長
副理事長	八木 雄三	八木通商株式会社	代表取締役社長
※専務理事	森 昇	事務局	専務理事
※常務理事	竹内 友幸	事務局	常務理事 兼 大阪事務所長
理事	速水 隆夫	株式会社チクマ	婦人服地部長
理事	芦田 尚彦	蝶理株式会社	理事 繊維第二事業部長
理事	中山 正輝	株式会社 GSI クレオス	取締役 兼 専務執行役員
理事	川俣 雅義	興和株式会社	取締役 常務執行役員
理事	持木 重治	野村貿易株式会社	執行役員 ライフ部門長
理事	北 敦夫	神栄株式会社	繊維部長
理事	宮内 正史	住友商事株式会社	リテイル事業第二部長
理事	植木 博行	田村駒株式会社	代表取締役社長
理事	豊島 半七	豊島株式会社	代表取締役社長
監事	俣野 太一	日織商工株式会社	代表取締役社長
監事	井ノ上 明	三共生興株式会社	代表取締役社長
監事	奥村 政博	東光商事株式会社	監査役
監事	林 英昌	東洋紡 STC 株式会社	ユニフォーム事業部長

第三 事業の概要

2021年度における当組合事業は、組合員共通の利益の増進と繊維品輸入貿易の健全な発展を図ることを目的に、各委員会などの事業計画に基づき企画委員会、理事会と審議を経て、種々の事業活動を実施する予定であったが、2021年も新型コロナウイルスの感染が拡大し、政府による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出が続き、通常総会の縮小開催、新年賀詞交歓会の中止、委員会での書面審議など、計画通りに実施できない状況であったが、制約を受ける中で、委員会は招集による会議とオンライン会議の併用のハイブリット会議での実施、セミナーや研修会は主にオンラインでの開催を中心に、録画によるオンデマンド配信などを大いに活用しながら実施し、前年度に比べると多くの件数を遂行することができた。

本年度における主たる事業活動の概要は以下のとおりである。

1. 輸入の秩序化と活性化に資するための情報収集、また、組合員及び関係当局等へ情報提供を行い、相互に意見交換、意思疎通を進めた。
2. 経済産業省の所管のもと、日本繊維産業連盟及び傘下団体を始めとした我が国の繊維団体を構成員とする「繊維産業技能実習事業協議会」（第10回）へ参画し、外国人技能実習制度の適正な実施に向け対応等について情報共有した。また、繊維産業流通構造改革推進協議会による取引適正化の「自主行動計画」への取り組みなど組合員への情報発信による普及啓発に努め、併せてアンケート等フォローアップを行った。（P.19、31）
3. 日本繊維産業連盟・通商問題委員会（第138回～第141回、計4回開催）に参画し、輸出入貿易動向を把握すると共に、EPAを中心とした繊維通商問題について、情報交換等を行った。なお、2022年1月1日に発効された「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」について日本繊維産業連盟主催による「RCEP セミナー」が実施され、組合員への情報発信等を行った。（P.20、22）
4. 日本繊維産業連盟・責任ある企業行動ガイドライン委員会（第1回～第2回、勉強会3回、計5回）に参画し、各企業が社会的責任を果たし、ビジネスの進めやすい環境を整備することを目的とし、繊維版「責任ある企業行動ガイドライン」を2022年秋に取り纏めるため検討すると共に勉強会に参加した。（P.19、31）
5. 各商品別委員会、地域別・機能別委員会は各々の所管事業に関する活動を行った。（P.17）
6. 財務省の令和4年度「関税改正要望」において「HSコードの統合による簡素化」や、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（PFOA 輸入禁止の救済措置）」、「ベトナム EU 自由貿易協定における拡張累積制度への日本産生地適用」について当局へ

要請した。(P.19、22、34、38)

7. 財務省・税関原産地センターによる「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定説明会（実務者向け）」や、経済産業省通商政策局経済連携課による「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定説明会」を開催し、組合員企業の実務担当者の知識を深め業務効率化に寄与した。(P.28)
8. 税関講師「貿易実務研修会」、専門家講師「貿易実務の基礎研修会」、及び検査機関講師「繊維の基礎知識」、また、トライアルとインテリア関連のセミナーなど、組合員新入社員向け各種研修会を実施し、組合員企業の人材育成に寄与した。その他組合員の関心の高い事項について各種セミナーを開催した。尚、今回の研修会、セミナーは、オンライン及びオンデマンド配信にて開催。(P.26)
9. 繊維貿易情報センターでは、中国、アセアン諸国を中心に情報収集に努め、「中国情報」「ベトナム情報」を中心に各種情報のメール配信を行った。(P.23)
10. 日本繊維輸出組合、(一社) テキスタイル倶楽部との合同事業として、上海駐在の組合員企業間の情報交換を目的に設置している上海分会に、情報配信等を行った。(P.29)
11. 中国、タイ、台湾、イタリア、インド、バングラデシュなど海外関係機関及び国内関係機関との交流促進や、これらの機関が実施する我が国での展示商談会の後援を行った。(P.25)
12. 「組合運営に関するタスクフォース」を開催し、①組合の中期収支見通し、②次年度の組合賦課金、③次年度の事業計画、等について検討を行い、結果を企画委員会に提言した。(P.21)
13. 通関情報処理システムの組合員の輸出入情報を代行処理し、当組合ホームページ内で組合員が閲覧可能な自社分の日次の輸出入データの情報提供を行った。(P.37)
14. 「繊維輸入統計年報」、その他各種統計資料を作成し、輸入組合のホームページに掲示し、組合員への情報提供を行った。(P.36)
15. PL 団体保険の継続実施。(P.35)
16. 日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本貿易会、日本繊維産業連盟等の国内関係諸機関、諸団体事業への協力を行った。(P.34)

第四 総会・理事会・監事会

I. 総 会

第 58 回通常総会

日 時：2021 年 5 月 27 日（木）15 時 00 分～15 時 50 分

場 所：輸出繊維会館 中地下階 会議室（大阪府中央区備後町 3-4-9）

議 長：諸藤理事長

議 案：第 1 号議案 2020 年度 第 58 期事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2021 年度 第 59 期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2021 年度「賦課金に関する規約(案)」の承認に関する件

第 4 号議案 辞任に伴う役員一部改選の件

以上が審議され、承認された。

II. 理 事 会

第 374 回 理事会

日 時：2021 年 5 月 14 日（金）

場 所：東京事務所 4 階「会議室」

議 案：第 1 号議案 2020 年度 第 58 期事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2021 年度 第 59 期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2021 年度「賦課金に関する規約(案)」の承認に関する件

第 4 号議案 役員辞任に伴う候補者の推薦に関する件

第 5 号議案 第 58 回通常総会の開催日時及び場所決定に関する件

第 375 回 理事会

(輸出組合 第 66 回理事会との合同開催)

日 時：2021 年 6 月 30 日（水）14:00～14:30

場 所：東京本部事務所 4 階「会議室」

議 長：森専務理事

議 案：1. 理事長及び理事長代行の選任に関する件

2. 参事 1 名選任の件

Ⅲ. 監事会

日 時：2021年4月16日（金）

場 所：大阪事務所

2020年度（令和2年度）収支計算書等決算書に係る会計監査等が行われた。

第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等

I. 企画委員会

企画委員会は、組合事業運営に関する諸事項や、商品別、市場別、機能別の各委員会・分科会、また、組合運営に関するタスクフォースから、それぞれ提議された重要事項について審議し、理事会に付議した。

委員会（第190～191回）、議題・審議事項

1. 第190回

- (1) 2020年度第58期期事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分、各案承認に関する件
- (2) 2021年度第59期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件
- (3) その他

2. 第191回（輸出組合 2021年度第2回企画委員会との合同開催）

- (1) 最近の通商動向等について
- (2) 「組合運営に関するタスクフォース」での検討結果について
- (3) 2022年の繊維製品輸入見通しについて
- (4) 各委員会等による事業計画について
- (5) 委員会組織の改編等について
- (6) 東京本部ビルの修繕について
- (7) 2022年の繊維製品輸出見通しについて（輸出組合議題）
- (8) 個人情報保護方針について
- (9) その他

II. 繊維資材委員会

委員会（第25回）、議事内容、事業活動

（輸出組合 第1回原料資材委員会との合同開催）

- (1) 最近の綿花需給状況について

ご説明：一般社団法人日本綿花協会 代表理事 大下 信雄 様

- (2) 2022年（スフ綿、合繊綿、人絹糸、化合繊長・短糸、その他糸、不織布）の輸出見通し策定について（輸出組合議題）

- (3) 2022 年（綿糸、化合繊長・短糸、綿織物、化合繊長・短織物）の輸入見通し策定について
- (4) コロナの影響等における各社の取引（営業）状況等について

※ 絹分科会

委員会（第 57～60 回・書面開催、56 回・オンライン開催）

- (1) 輸入見通し策定について
- (2) 内外のシルク業界の動向について
- (3) 委員会の運営と委員会事業の検討
 - ・消費者意識調査についての検討とアンケートの実施
- (4) その他（貿易統計について）

Ⅲ. アパレル委員会

委員会（第 110 回）、議事内容、事業活動

- (1) 2022 年の為替見通しについて
- (2) 最近の通商動向について
- (3) RCEP の概要等について
- (4) 2022 年のアパレル〔輸出/輸入〕見通し策定について
- (5) その他（報告事項、情報交換など）

※ アジア州分科会

委員会（第 125 回）、議事内容、事業活動

- (1) RCEP の概要等について
- (2) バングラデシュ・ミャンマーなどの LDC 卒業勧告について
- (3) 「ファッションワールド東京」への出展について
- (4) アセアン・中国事情について（情報交換）
- (5) 2021 年の中国アジア地域よりのアパレル輸入回顧と 2022 年見通しについて

Ⅳ. ホームテキスタイル委員会

委員会（第 126 回）、議事内容、事業活動

- (1) 2021 年正副委員長選任について
- (2) 2022 年じゅうたん類輸入見通し策定について
- (3) 駐日トルコ共和国大使館商務部及びトルコ・デニズリ・ホームテキスタイル輸出企業協会とのオンラインによる意見交換
- (4) 「インテリアファブリックス人材育成基礎講座」の実施結果について

- (5) 「RCEP の概要」等について
- (6) 「ファッションワールド東京」への出展について
- (7) 各社の取引状況等について

V. 技能実習及び取引適正化推進委員会

委員会（第5回）、議事内容、事業活動（輸出組合との合同開催）

- (1) 委員長選出について
- (2) 化審法に基づく PFOA (ペルフルオロオクタン酸)規制について
ご説明：一般財団法人カケンテストセンター 高嶋 恒男 氏
- (3) 日本繊維産業連盟「責任ある企業行動ガイドライン」への参画について
- (4) その他（報告事項、情報交換など）
 - ① 新疆ウイグル自治区に係る新疆綿の動向
 - ② 繊維製品指定用語の改正動向について
 - ③ その他

VI. ロジスティクス委員会

1. 委員会(第 115～117 回)議事内容、事業活動

第 115 回委員会（輸出組合と合同開催）

- (1) 東京港の混在解消に向けた調査のまとめ及び 2020 大会への取組等について
ご説明：東京都港湾局
- (2) 各国との EPA 交渉の状況等について
ご説明：経済産業省製造産業局生活製品課 課長補佐 梅田 啓美 氏
- (3) EU ベトナム FTA における日本生地を対象とした拡張累積について
- (4) 逆委託加工貿易における業務委託手数料の関税評価上の取扱いについて
- (5) 情報共有
 - ① 令和 4 年度関税改正要望について
 - ② 化審法施行令改正によるはつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地・衣類・床敷物の輸入について
 - ③ エジプトにおける輸入貨物通関事前申告制度導入について
 - ④ 米国税関における新疆綿及びそれらの派生製品に対する輸入留保措置について
 - ⑤ 中国向けリサイクル羽毛の輸出に関する農水省通知について
 - ⑥ 事後調査結果について

第 116 回委員会（輸出組合と合同開催）

(1) RCEP 協定等の通商関係の状況等について

ご説明：経済産業省製造産業局生活製品課 課長補佐 梅田 啓美 氏

(2) 令和 4 年度関税改正要望について

(3) 情報共有

① RCEP 協定について

② 事後調査結果について

第 117 回委員会（輸出組合と合同開催）

(1) RCEP 協定について

(2) 情報共有

① 事後調査結果について

2. 関税制度等分科会(関西地区)(第 22 回)、議事内容、事業活動

第 22 回分科会（輸出組合と合同開催）

(1) RCEP 協定等の通商関係の状況等について

ご説明：経済産業省製造産業局生活製品課 課長補佐 梅田 啓美 氏

(2) 令和 4 年度関税改正要望について

(3) 情報共有

① RCEP 協定について

② 事後調査結果について

3. 経済産業省等関係当局への協力・対応及び要望提出等

(1) 令和 4 年度関税改正要望の提出

(2) 化審法における「PFOA（ペルフルオロオクタン酸）又はその塩」に係る輸入禁止製品の指定などの規制に係る影響等についての調査、情報提供及び要望提出

(3) 日 EU・EPA 専門委員会・作業部会開催に係る事業者意見・要望等の調査、情報提供

(4) 日英 EPA 専門委員会・作業部会開催に係る事業者意見・要望等の調査、情報提供

(5) CPTPP の活用状況及び利用者意見・要望等の調査、情報提供

(6) 新型コロナウイルスによる各国都市におけるロックダウン等規制の影響についての情報提供

(7) 財務省関税局による衣類・繊維製品の輸入に関するヒアリングへの対応

(8) 東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関する東京都港湾局との意見交換

(9) 2020 大会に係る東京都港湾局との意見交換

Ⅶ. 組合運営に関するタスクフォース

本機関は、①輸入組合の中期収支見通しのリバイス、②組合運営効率化、機能強化等の検討及び対応、③今後新たに事業強化すべき課題、等これらに関する検討と推進を目的に企画委員会の下部組織として設置された。2021年度の主な活動内容は以下のとおり。

委員会（2021年度第1回）、議事内容（輸出組合との合同開催）

- (1) 中期輸出入見通し等アンケート調査結果報告
- (2) 輸出組合の中期収支見通し、及び2022年度の賦課金率等について（輸出組合議題）
- (3) 輸入組合の中期収支見通し、及び2022年度の賦課金率等について
- (4) 2022年度委員会等事業計画に関する検討
- (5) 委員会組織の改編等について
- (6) 東京本部ビルの修繕について
- (7) その他

第六 事業関係

I. 2022年（令和4年）新年賀詞交歓会【中止】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

II. EPA/FTA 協議等への対応

1. EU ベトナム FTA における日本産地の拡張累積の適用に関する要望等

昨年度末、経済産業省とのEPA等活用に関する意見交換会において協議した、EUベトナムFTA（以下「EVFTA」という。）における日本産地の拡張累積の適用に関する要望について、ベトナム繊維協会（VITAS）と協力し、日ベトナム政府間において検討を進めてもらえるよう働きかけを行なった。

EVFTAにおいては、EUとベトナム双方がFTA・EPAを締結している第三国の原産材料をEVFTAの原産材料とみなすことができる「拡張累積」の規定において、アパレル製品（第61類、第62類）について、韓国産地を原産材料として認める規定があり、現状においては、韓国産地をベトナムで縫製したアパレル製品は、EU輸入時にEVFTA税率が適用可能なのに対し、日本産地を利用した場合はEVFTA税率を適用することはできない状況となっている。EVFTAにおける日本産地の拡張累積の適用により、日本産地が得意とする独自の機能性や付加価値の高い生地を利用したアパレル製品がEU市場向けにEVFTA税率を適用することが可能となり、ベトナムでのEU市場向けアパレル生産の新たなセールスポイントを得ることとなり、昨今の新型コロナウイルスや自然災害、新疆綿の問題やミャンマー情勢などの影響から、企業の複数調達化やグローバルサプライウェブ化が求められる中、日本産地の新たな市場開拓に繋がる可能性が十分にあると考えられる。

2. 日 EU・EPA に関する意見・要望等

経済産業省は、締約国の当局間で協定の履行状況について意思疎通と問題解決を行うために設置された専門委員会・作業部会の開催に係り、本協定が日本の企業・事業者にとってより活用しやすく、また、より多くの企業・事業者が裨益する協定としたいとし、実際に日EU・EPAを活用する企業・事業者において生じている問題点や意見・要望等を求めたため、輸出・輸入組合のロジスティクス委員会にて意見徴収し取り纏め、経済産業省に提出した。

EUからの衣類輸入におけるEPA利用率の向上には、日本が結ぶASEAN諸国とのEPAと同様に、衣類の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分のみを原産地判定のための基準とする」改正が最善であることや英国のEU離脱に伴い、英国の拡張累積適用などについて

要望した。また、PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品があることの改善要望については、経済産業省より改めて内容等について確認があり、対応を行った。

3. 日英 EPA に関する意見・要望等

経済産業省は、締約国の当局間で協定の履行状況について意思疎通と問題解決を行うために設置された専門委員会・作業部会の開催に係り、本協定が日本の企業・事業者にとってより活用しやすく、また、より多くの企業・事業者が裨益する協定としたいとし、実際に日英・EPAを活用する企業・事業者において生じている問題点や意見・要望等を求めたため、輸出・輸入組合のロジスティクス委員会にて意見徴収し取り纏め、経済産業省に提出した。PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品があることの改善要望については、経済産業省より改めて内容等について確認があり、対応を行った。

4. CPTPP の活用状況及び意見・要望等の調査、情報提供

経済産業省より、同協定の文脈において実施することとされている「CPTPPサプライチェーン強靱化に係るフォーラム」において繊維をトピックとするに係り、同協定の利用状況や意見・要望等についての情報提供について要請があり、輸出・輸入組合のロジスティクス委員会にて対応を行った。

CPTPPについては、原産地規則がヤーンフォアフェードルール（3工程基準）で厳しいことやショートサプライリスト（供給不足の物品）など複雑な規定があることから、CPTPP参加国との間で締結している他のEPA等の方が利用しやすく、また、CPTPP以外の協定を締結していない国については、米国の離脱により、日本との繊維品の輸出入取引が少ないため、殆ど利用されていない状況にあることや米国の復帰や他の国が参加する場合においても、原産地基準の緩和や複雑な規定の簡便化がされないと利用は難しいことなどについて回答した。

Ⅲ. 繊維貿易情報センター

2005年度から実施した繊維貿易政策研究と中国繊維情報センターを統合し、2006年9月から繊維貿易情報センターとして組合の事業活動の一環として設置された。2021年度は前年に引き続き中国情報、ベトナム情報の配信を行った。

1. 繊維貿易情報センターに研究員として次のとおり委嘱した。

米良章生	上席研究員	繊維貿易政策担当
神山義明	上席研究員	インド、南アジア地域担当
正田康博	上席研究員	生産管理担当
古宮 滋	主任研究員	アセアン地域担当

大谷 巖 主任研究員 EU 地域及び貿易手続き関係担当
竹内忠男 主任研究員 ファッショントレンド・テキスタイル担当
神谷憲一 主任研究員 貿易手続き、アセアン地域担当
藤田 誠 研 究 員 ミャンマー担当

2. 情報配信事業

(1) 中国情報

2021 年度中に組合員に 22 回、中国等を中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策等の改変、関税、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

(2) ベトナム情報

2021 年度中に組合員に 7 回、ベトナムを中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

3. 研修会

組合員の新入社員向けに、担当研究員が講師となり毎年 7 月と 2 月に、東京、大阪、名古屋で「貿易実務の基礎研修」を行っていたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点により 7 月と 3 月に録画配信にて開催した。

IV. 繊維製品の環境・安全問題への対応

1. アゾ染料由来の「特定芳香族アミン」

欧州や中国では、一部のアゾ染料から生成される「特定芳香族アミン」が規制されている。日本繊維産業連盟（繊維産連）は「繊維産業における環境・安全問題検討会」（現在は「繊維産業における環境・安全問題委員会」に改称）を設置し、2009 年 12 月に「繊維製品に係る有害物質の不処用に関する業界自主基準」（2016 年 9 月に「自主基準」を「ガイドライン」に改訂・改称）を策定した。

当組合は、この自主基準制定が極めて大きな影響を組合員に与えるものとして、通商対策委員会を担当委員会として対応を検討し、また中国紡織工業協会（現在は中国紡織工業連合会）とも協力し、この問題に対して対応を進めた。

また、2016 年 4 月には「アゾ化合物を含有する染料が使用されている対象繊維製品」として多くの繊維製品を対象とする法規制が施行された。

2. ペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩

ストックホルム条約第 9 回締約国会議（2019 年 5 月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）第 2 条

第2項に規定された第一種特定化学物質として「PFOA 又はその塩」が指定された。

「PFOA 又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、繊維品関連では「はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした『生地・衣服・床敷物』」の3品目が指定され、2021年10月22日に施行した。

当組合は、技能実習及び取引適正化委員会において検討および情報提供を行い、対応を検討したところ、一部の組合員から「ベトナムをはじめとするアセアンなどの生産地での新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウンを起因とする縫製工場の操業停止等により、施行日までに十分余裕をもって輸入できるとしていた貨物が施行日以降も規制に適合しているか否か確認出来ないまま輸入される状況が懸念される」との声が寄せられたため、経済産業省に対し施行の延期などの救済措置を要望した。

3. 今後の対応

- (1) 法規制に対する業界としての諸問題への対応の検討および情報提供
- (2) 法律に基づく各地方自治体での店頭サンプル検査結果に関する情報収集
- (3) 織産連「繊維産業における環境・安全問題委員会」への参画

V. 展示商談会への参加、協力、受け入れ

展示商談会等/当組合後援名義付与

名称	会期	会場	主催者等
2021年度 インテリア ライフスタイル	2021 5/19~21	東京ビッグサイト	メッセフランクフルト ジャパン(株)
Premium Textile Japan 2022 Spring/Summer	5/25~26	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ウィーク推進機構
第58回 モーダ・イタリア 2022 春夏コレクション	7/6~8	ベルサール渋谷ガーデン	イタリア大使館 貿易促進部
第23回 中国山東省輸出商品展示商談会	8/30~9/1	マイドームおおさか オンライン商談会	山東省商務庁 一般社団法人 日中経済貿易センター 大阪商工会議所 山東省政府駐日本経済貿易事務所
第13回 IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	10/18~20	東京ビッグサイト	メッセフランクフルト ジャパン(株) 一般社団法人日本家具産業振興会
WEB セミナー 「日系企業が留意すべき中国個人情報 保護法とデータ安全法のポイント」	10/26	WEB セミナー (Zoom Webinar)	一般社団法人 日中経済貿易センター

「ドイツ サステナブルファッション シンポジウム」	11/30～12/1	オンライン開催	ドイツ連邦経済・エネルギー省
Premium Textile Japan 2022 Autumn/Winter	12/7～8	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
JFW ジャパン・クリエイション 2022	12/7～8	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
2021 浙江省輸出商品(大阪)交易会/ 大阪国際ライフスタイルショー	12/15～17	インテックス大阪	浙江省商務庁 浙江遠大国際会展有限公司 (一財)大阪国際経済振興センター
第 59 回モダ・イタリア 2022-23 秋冬コレクション	2022 2/8～10	ベルサール渋谷ガーデン	イタリア大使館 貿易促進部

VI. 研修会、講演会、セミナー等の開催

(1) 貿易実務の基礎 研修会 (共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Zoom/録画配信>

配信日：2021年7月27日(火)、8月25日(水)

参加者数：7月27日=186名、8月25日=120名

講師：一般社団法人貿易アドバイザー協会会員

(旧ジェトロ認定貿易アドバイザー)

大谷 巖 氏

(2) 繊維の基礎知識と品質評価 研修会 (共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Google Meet/ライブ配信>

開催日：2021年7月30日(金)

参加者数：120名

講師：一般財団法人 カケンテストセンター

1. 「繊維・糸・生地及び染色の基礎知識」 渡邊佳奈子 氏
2. 「衣料品の国内法規制 (組成表示、取扱い表示、原産国表示)」
門 統子 氏
3. 「付加する機能とその評価」 花元 大輔 氏
4. 「クレーム事例について」 並木 克彦 氏

その他：定員を超えた申込者があった為、期間限定で動画配信を行った。

(配信期間：8月4日(水)～8月11日(水))

(3) 繊維等入門 WEB セミナー 第1回/テキスタイルの基礎知識

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Zoom/オンデマンド配信>

配信期間：2021年9月27日(月)～10月1日(金)

申込者数：256名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「衣料用繊維と糸及び織物とニットに関する基礎知識」 小池 曜子 氏
2. 「染色加工及び仕上げ加工に関する基礎知識」 尾池 満広 氏

(4) 繊維等入門 WEB セミナー 第2回/アパレルの基礎知識

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Zoom/オンデマンド配信>

配信期間：2021年10月20日(水)～10月29日(金)

申込者数：241名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「縫製品に関する基礎知識」 大野 友子 氏
2. 「品質評価方法及び品質基準に関する基礎知識」 石川 隆祥 氏
3. 「品質表示に関する基礎知識」 郡司 歩実 氏

(5) ー安心・安全のためにー 今日からスタート！有害物質管理セミナー

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Google Meet/ライブ配信>

開催日：2021年10月21日(木)

参加者数：120名

講師：一般財団法人 カケンテストセンター 門 統子 氏

その他：定員を超えた申込者があった為、期間限定で動画配信を行った。

(配信期間：10月26日(火)～11月2日(火))

(6) インテリアファブリックス人材育成基礎講座

(共催：輸出組合)

開催方法：オンラインセミナー <オンデマンド配信>

配信期間：2021年11月1日(月)～10日(水)

トライアル事業として参加資格をホームテキスタイル委員会(及び輸出組合家庭用品委員会)メンバー企業に限定して実施した。

参加者数：22名

講座科目：1. フロアカバリング；カーペットの種類や製造過程、施行、法規制について
2. カーテン；カーテンの形、生地の種類、縫製や機能について

(7) 第30回貿易実務研修会 (共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催場所：オンラインセミナー <Zoom/ライブ配信>

開催日：2021年11月9日(火)、10日(水)

参加者数：9日=129名、10日=132名

講師：大阪税関 業務部 各担当官

1日目

- | | | | |
|---------------------|----------|----|--------|
| 1. 「輸入申告手続き」について | 通関総括第1部門 | 堀田 | 上席審査官 |
| 2. 「品目分類(繊維関係)」について | 関税鑑査官 | 小川 | 関税鑑査官 |
| 3. 「原産地規則」について | 原産地部門 | 濱元 | 原産地調査官 |

2日目

- | | | | |
|-----------------|----------|----|-------|
| 1. 「関税評価制度」について | 関税評価部門 | 村田 | 関税評価官 |
| 2. 「減免税制度」について | 通関総括第3部門 | 米田 | 総括審査官 |

(8) 繊維等入門WEBセミナー 第3回/機能性の基礎知識 他

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Zoom/オンデマンド配信>

配信期間：2021年12月1日(水)～12日(日)

申込者数：300名

講師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1. 「機能性の基礎知識(機能性試験及び試験方法)」 | 上田 伊織 氏 |
| 2. 「繊維品の抗菌、抗カビ、ウイルス」 | 梅田 孝弘 氏 |
| 3. 「生活用品入門セミナー、服飾雑貨(靴、鞆、傘)」 | 斎藤 三恵 氏 |

(9) 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定説明会 (共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Zoom/ライブ配信>

開催日：2021年12月20日(月)

申込者数：552名

講師：経済産業省 通商政策局経済連携課 課長補佐 橋 雅浩 氏
経済連携推進専門官 柴 多佳彦 様
製造産業局生活製品課 課長補佐 梅田 啓美 様

(10) 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定説明会(実務者向け)

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催日：2022年2月2日(金) (LIVE配信)

2月8日(火)、17日(木) (録画配信)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

申込者数：2日：300名、8日：215名、17日：85名

講 師：財務省・税関 EPA 原産地センター 原産地調査官 太田 陽子 氏
調査官 牧野 智弥 氏
調査官 轆轤 哲次 氏

(11) 繊維基礎知識 WEB セミナー / 海外編

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Vimeo/オンデマンド配信>

配信期間：2022年2月14日(月)～3月13日(日)

申込者数：341名

講 師：一般財団法人ボーケン品質評価機構

1. 「中国(内販)安全要求の基礎講座(繊維)」 土山 智宏 氏
2. 「中国(内販)表示の基礎講座(繊維)」 山内 康嗣 氏
3. 「アセアン生産で発生しやすい製品クレーム事例の紹介」
村松 慶一 氏 並びに 桑久保 正通 氏

(12) 貿易実務の基礎(実践編)研修会(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催方法：オンラインセミナー <Zoom/録画配信>

配 信 日：2022年3月18日(金)、24日(木)

申込者数：18日=113名、24日=100名

講 師：一般社団法人貿易アドバイザー協会会員

(旧ジェトロ認定貿易アドバイザー) 大谷 巖 氏

VII. 海外(含む駐日)関係機関等交流・協力等

- 11月16日(火) / (大阪) 日中韓繊維産業協力会議
- 12月3日(金) / (東京) 駐日トルコ共和国大使館商務部とのホームテキスタイル委員会について事前打合せ
- 12月8日(木) / (大阪) ホームテキスタイル委員会での駐日トルコ共和国大使館等とのオンラインによる意見交換

VIII. 上海分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合、テキスタイル倶楽部(第7回から参加)の3団体は、合同事業として、組合員の上海駐在企業相互の情報交換と懇親を促進し、また、必要に

応じて中国現地での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するために、2006年（平成18年）8月に「上海分会」を設立した。2020年度に於いては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り情報共有のみ行った。

「上海分会」会員会社名簿（2021年12月31日現在 23社/登録者数43名）

会社名（現地）	会社名（現地）
日鉄物産（上海）有限公司	帝人商事（上海）有限公司
蝶理（中国）商業有限公司	神栄（上海）貿易有限公司
科立思管理（上海）有限公司（GSI中国社）	東洋紡高機能制品貿易（上海）有限公司
伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司	双日繊維（上海）有限公司
興和（上海）貿易有限公司	住衣時裝国際貿易（上海）有限公司
丸紅（上海）有限公司	三發成（上海）国際貿易有限公司
丸紅繊維（上海）有限公司	瀧定大阪（上海）商貿有限公司
三井繊維物資貿易（中国）有限公司	田村駒（上海）紡織品有限公司
紹興凱越進出口公司杭州事務所	新東商国際貿易（上海）有限公司
豊田通商（上海）有限公司	尼西則瓦（上海）貿易有限公司
豊島國際（上海）有限公司	譜洛革時（上海）貿易有限公司
八木通商（上海）有限公司	

〈管理部門分科会〉

上海分会の会員企業からの要望により、組合員の現地各社に共通する人事管理、法務、税務、財務等の管理部門が抱える諸問題について実務担当者による情報と意見の交換、及び交流を目的として、2010年（平成22年）9月に「上海分会」の下に「管理部門分科会」を新たに設置した。

2021年度に於いては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り、情報共有のみ行った。

IX. 繊維産業技能実習事業協議会と取引適正化推進への対応

1. 繊維産業技能実習協議会

経済産業省と日本繊維産業連盟は、外国人技能実習に関し、繊維産業における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されていたことから、2018年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第54条第1項に基づき、繊維業界団体等を構成員とした「繊維産業技能実習事業協議会」を設置し、2018年3月23日に第1回会合を開催、2021年度は第10回を開催した。

経済産業省と日本繊維産業連盟が事務局となり、第1回から第3回までの会合において、協議会設置の主旨、運営方法、外国人技能実習制度の現状、課題及び問題点等について認識するとともに対応等について検討し、第4回会合において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定・公表した。取組の内容は、①技能実習に係る法令遵守等の徹底、②取引適正化の推進、③発注企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）、④業界団体における体制等の整備、などが挙げられ、業界団体主導により、特に、大企業が率先して具体的行動をとることが求められ、業界団体と縫製業の受発注企業が早急かつ重点的に「取組」への対応を求められている。

第10回（2021年12月20日）

議題1. 取組状況のフォローアップ

- ・認定計画における作業内容の齟齬、賃金支払い方法の認識不足による未払いなど、法令違反により技能実習計画が取り消されるなどの処分を受けた企業が所属する業界団体より経過・改善状況などが報告。
- ・経産省は、協議会を立ち上げ3年が経過したが2年連続で協議会構成員傘下企業の違反事例が発生し、技能実習事業計画の認定取消、取引適正化に抵触する事案が発生したことは誠に残念。政府としても産業界と一体となり、技能実習制度の適正化の取組を進めるとともに、構成団体の今まで以上の取組に期待。

議題2. 技能実習事業の最近の状況

厚生労働省より以下について報告

- ・技能実習において10分の1以上安全衛生業務を行ってもらう必要があるため、外国人の方に理解しやすい安全衛生教育教材が作成された旨報告。

外国人在留支援センターより以下について報告

- ・実習生や事業者からの悩み等相談を実施。専門家による訪問支援も行っており活用を促す。

出入国在留管理庁より以下について報告

- ・平成29年11月の技能実習法施行から令和3年11月末までの行政処分等の状況についてまとめ行政処分等の件数について報告、依然として繊維・衣服関係の不適正事案は少なくない状況のため引き続き関係者の皆様には制度の適正化を要請。
- ・技能実習生の失踪の状況は、技能実習生の増加に伴い失踪者数も急増。失踪対策としてリーフレットの作成や技能実習生に向け制度概要だけでなく失踪するデメリットや問題が起こった際の相談先等を説明している動画を作成。実習生向けの周知や各種セミナーでの活用を依頼した。
- ・新型コロナウイルスの影響に伴い、実習を修了したが帰国が困難な実習生が依然として生じている状況を報告。一定の要件を満たす場合には技能実習から特定活動への在留資格の変更が可能で、帰国できない元実習生に対しては、技能実習法上、監理団体が実習実施者への対応含め帰国担保責任があることから協力を要請した。

議題3. 意見交換

構成団体からの意見等

- ・新型コロナウイルスの影響から技能実習生が帰国できない状況が続き、技能実習から特定活動への在留資格を変更し企業を離れていく実習生が後を絶たない状況にあり、受け入れ企業の中では廃業する事態が発生。技能実習生の早期入国が可能となるよう中止されている所管官庁の入国審査の開始を要請された。
- ・技能実習制度の繊維・衣服関連の違反事例の多さから特定技能として繊維産業の追加の見通しが立たない状況であると理解。会員企業から特定技能への追加要望もあるが、現況を会員企業と共有しより一層適正な運営に努める旨表明した。

2. 輸入・輸出組合の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への対応について

2018年6月19日、第4回繊維産業技能実習協議会において取り纏められた「取組」に関し、当組合は輸出組合と共に「技能実習及び取引適正化分科会」を設置し2018年9月に第1回会合を開催した。2019年度から「技能実習及び取引適正化分科会」から「委員会」へ改称し、第5回委員会を10月に開催した。

3. 取引適正化の推進

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、SCM推進協議会）は、経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、

ガイドライン)」に基づき、繊維産業における自主行動計画を2017年3月に策定し、繊維産業のビジネスモデルの変化に伴い、今までの取引適正化に加え、法令遵守、労働環境確保などについて、サプライチェーン全体の企業において社会的責任を有する旨を記載した「取引ガイドライン第三版」を2019年4月に改訂した。

また、中小企業庁が2021年3月31日に、(1)知的財産の取扱い、(2)手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、(3)フリーランスとの取引、(4)親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備などについて振興基準を改正したことに伴い、繊維業界の実情を鑑みつつこれらの課題を反映させた改訂版「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」(第4版)が作成され、これらの組合員への情報発信による普及啓発に努め、併せてアンケート等フォローアップを行った。

輸入・輸出両組合は、SCM推進協議会の「取引改革委員会」へ参画するとともに、自主行動計画の実態調査のための第5回フォローアップ調査へ協力した。

4. 日本繊維産業連盟「技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会」への参加

日時：2021年7月8日(木)

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋6階大ホール(オンライン併用)

議題1. 会員における委員会の開催状況について(総括)

○外国人技能実習適正化に向けた会合

対象：24団体(開催済み：18団体、未開催・開催予定有：4団体、未定：2団体)

○取引適正化推進に向けた会合

対象：25団体(開催済み：19団体、未開催・開催予定有：4団体、未定：2団体)

議題2. 取り組み状況について

○2団体より傘下企業が行政処分により技能実習計画の認定の取消しとなった旨報告、労働基準法・技能実習法など労働関係の法令遵守の徹底を会員企業へ依頼。

議題3. その他

5. 日本繊維産業連盟・責任ある企業行動ガイドライン委員会への参加

2021年に経産省で開催された「繊維産業のサステナビリティに関する検討会」報告書において、ILOをはじめとした国際機関と連携し、企業がよりデュー・デリジェンスに取り組みやすくするためのガイドラインの策定が望ましいとの結論から、各企業が社会的責任を果たし、ビジネスの進めやすい環境を整備することを目的とし、ILO駐日事務所の協力を得て、繊維版「責任ある企業行動ガイドライン」を2022年秋に策定を予定される。

X. 関係当局への対応

1. 経済産業省関連事項について

- (1) 令和4年度関税改正要望の提出
- (2) 化審法における「PFOA（ペルフルオロオクタン酸）又はその塩」に係る輸入禁止製品の指定などの規制に係る影響等についての調査、情報提供及び要望提出
- (3) 日EU・EPA専門委員会・作業部会開催に係る事業者意見・要望等の調査、情報提供
- (4) 日英EPA専門委員会・作業部会開催に係る事業者意見・要望等の調査、情報提供
- (5) CPTPPの活用状況及び事業者意見・要望等の調査、情報提供
- (6) 新型コロナウイルスによる各国都市におけるロックダウン等規制の影響等についての情報提供

2. 財務省関連事項について

- (1) 財務省関税局による衣類・繊維製品の輸入に関するヒアリングへの対応
 - ・過去の輸入額・輸入数量の動向、及びその背景事情
 - ・2021年度・2022年度の輸入額・輸入数量の見通し
 - ・国内市場の動向及び今後の見通し
 - ・海外における生産の動向及び今後の見通し
 - ・日本の繊維産業全般

3. 東京都関連事項について

- (1) 東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関する東京都港湾局との意見交換
- (2) 2020大会に係る東京都港湾局との意見交換

XI. 国内関係諸団体

当組合は、国内関係諸団体の会員、協力団体として、その事業遂行に積極的に協力した。当組合が加入している国内関係諸団体は以下のとおりである。

日本繊維産業連盟、日本貿易会、日本貿易振興機構、英国市場協議会、繊維評価技術協議会、日本関税協会、繊維産業流通構造改革推進協議会（繊維ファッションSCM推進協議会）、東京社会保険協会、日中経済貿易センター、対日貿易投資交流促進協会

XII. PL 団体保険の実施

当組合は、組合員の製造物責任対策として、組合員が輸入した繊維製品などが原因となり消費者に事故が発生した場合、消費者に対する損害賠償など法律上の賠償責任負担を最大限に補填するため、AIU 保険会社との間で組合独自の生産物賠償責任 PL 制度を 1995 年 7 月 1 日より実施している。当制度実施以来、プリント顔料による皮膚障害の事故発生が確認されているが、損失の全てに対し当制度によって補填されたとの報告を保険会社より受けている。

なお、現在は、保険会社内の手続き等の厳格化により、保険会社と組合員の直接契約となっている。

XIII. CSR について

新興国への事業展開が進む中、自社工場やサプライチェーンにおける労働問題（児童労働、強制労働、低賃金、劣悪な労働環境等）が、経営上のリスクとして大きくクローズアップされている。

労働問題への対応が不適切な場合、企業のブランドイメージの低下や、それに伴う売上の減少、そして労働ストライキや訴訟へと発展し、企業の責任が厳しく問われることになる。

このことから 2015 年度より、日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合・一般社団法人テキスタイル倶楽部共催で、組合員への情報発信、情報交換を目的に、CSR セミナー・勉強会を開催している。

また 2018 年 3 月より、経済産業省製造産業局長主宰の繊維産業技能実習事業協議会への参加に伴い、2019 年に組合内に「技能実習及び取引適正化推進委員会」を設置し、繊維産業において多く指摘されている外国人技能実習生に関する法令違反問題について、改善に取り組んでいる。（第五-V・第六-IX）

第七 業務関係

I. ワシントン条約繊維関係品目輸入割当申請

ワシントン条約「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」により国際取引が規制されている動植物及びその派生物に係わる輸入規制は、「外国為替及び外国貿易法に基づく輸入貿易管理令」により行われている。

ワシントン条約により規制されている動植物及びその派生物からなる繊維製品等の輸入に際しては、輸入令に基づき輸入割当や事前確認等を受けなければならない。

当組合は、組合員から要請があった場合、組合員が輸入する繊維製品等がワシントン条約の対象となるか当局へ確認し、対象となる場合は輸入割当や事前確認の申請に必要な書類の記載内容を確認するとともに当局へ申請代行する。

ワシントン条約第 17 回締約国会合の結果を踏まえ、2017 年 1 月 2 日付にて改正された附属書が発行された。その際に、附属書に記載される「ヒツジ」（羊毛、糸、ニット製品など加工製品も含む）の学術名が変更となったことから、ワシントン条約で規制の対象外となっている種の「ヒツジ」が、輸入通関の際にストップしてしまうという事態が発生した。そのため当局に対し、ワシントン条約で規制の対象外となっている「ヒツジ」について附属書より除外するよう改善要請を行い、以降、「ヒツジ」に関して同様の問題は発生していない。しかしながら、稀に「ヤギ」において、同様の要因で貨物がストップしてしまう事態が発生してしまうことを懸念するが、これまでに大きな問題となっていない。

II. 広報、諸統計、その他

1. 「The Japanese Apparel Market & Imports」について

「日本のアパレル市場と輸入品概況」2021 年版について、消費動向、市場規模、輸入統計、流通経路、市場特性、輸入制度、輸入関税等の資料を収集し PDF ファイルとして作成（和・英文版）、併せて組合 HP 等でも紹介し、組合員はじめ、国内外の関係機関及び関係業界の参考に供した。

2. 組合 HP 掲示

CCIS（通関情報システム）情報オンラインサービスと併せて HP を開設し、各種案内や制度変更の通知、会議と催事、各種報告書、各種統計等を掲載したほか、重要または緊急性のある情報を迅速に掲載する等組合員への情報サービスの強化を図るとともに HP 利用の推進を図った。

URL <http://www.jtia.or.jp>

3. 諸統計の作成

(1) 通関情報処理システム(CCIS)

① 下記の CCIS データ項目の内容で、組合員の貿易データの電算処理を行った。

輸入：申告番号、許可年月日、荷主 SECTION コード、荷主 REF No、データ区分、申告等種別コード、申告税関コード、申告等年月日、輸入者コード、B/L 番号/AWB 番号、貨物個数・重量、インボイス価格、通関金額、評価申告区分コード、関税免税額合計、関税減税額合計、関税額合計、内国消費税、品名、関税課税価格、関税率、関税率区分コード、関税額、関税減免税額、関税減免税適用条項、品目コード、数量、減免税コード、原産地名、原産地証明書識別、審査検査区分識別、インボイス番号、荷主自由記事欄など

輸出：申告番号、許可年月日、荷主 SECTION コード、荷主 REF No、データ区分、要船積確認記号、輸出管理番号、申告種別、輸出者コード、輸出者名、貨物個数・重量・容積、仕向地、積込港、輸出承認証区分、インボイス価格、FOB 価格、事前検査済貨物識別、仕向人名、品目コード、原産地コード、輸出貿易管理令別表コード、他法令コード、関税減免税戻税コード、内国消費税免税コード、申告価格、コンテナ番号、インボイス番号、通関業者名、荷主自由記事欄、輸出承認証等識別、AWB 番号など

② これらのデータを基に作成した、各組合員の自社に関する輸出入の諸統計情報及び CCIS の日次原データを、組合のホームページからダウンロードして閲覧することができるサービスを 2021 年度も継続して実施した。

(2) 輸入貿易統計

① 月表

毎月 29 日頃に財務省ホームページ等から通関実績を入手し、主要品目統計（生糸・絹糸、正絹織物、絨毯、ニット・布帛製衣類など）を作成し、当組合ホームページに掲載。また「繊維輸入統計年報」および「繊維輸入統計月表」を毎月作成して当組合ホームページに掲載した。

4. 登記・届出関係

① 2021. 6. 9 2020 年度（第 58 期）事業報告書の承認届（経済産業大臣）

添付書類（要望書等）

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（PFOA 輸入禁止の救済措置）」に関するお願い

2021年10月4日

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（PFOA 輸入禁止の救済措置）」
に関するお願い

日本繊維輸出組合
日本繊維輸入組合
技能実習及び取引適正化推進委員会
委員長 風間光剛

1. 繊維品輸入の現状

- ・ 現在、輸入される衣料品は秋冬ものが中心。
- ・ 緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置などにより、国内需要も全体的には低迷し、商品企画の急な変更や来季へ持ち越すものも発生。
- ・ ベトナムをはじめとするアセアンなどの生産地での新型コロナウイルス感染拡大によるロックダウンを起因とする縫製工場の操業停止。一部の縫製工場は、工場内に従業員宿舎を設営し少ない労働力で生産対応。
- ・ 最大の供給国である中国の主要港湾施設における新型コロナウイルス感染予防対策強化による作業員減少から通関貨物の遅延が発生している。また、世界的に継続しているコンテナ不足により運送スペースの確保難。
- ・ 縫製工場や倉庫においても、新型コロナウイルス感染拡大予防対策により作業員が抑制され混乱しており、在庫・出荷等の管理不十分。
- ・ 世界的な変異株の感染拡大の影響による予期せぬ大幅な納期遅延が発生している。

2. 問題点

- ・ 令和3年10月22日施行の化審法に基づくPFOA又はその塩の規制に対応するため、使用薬剤の変更や不使用の確認など行ってきたところ、施行日までに十分余裕をもって輸入できるとしていた貨物が上述の事情により大幅な遅延や貨物の管理不足などにより、施行日以降、規制に適合しているか否か確認出来ない貨物が輸入される状況が懸念される。

3. お願い（要望）事項

- ・ 計画的に生産していたところ、上述の「止むを得ない事態」のため、施行日以降も適合未確認品が輸入されることは商社として「できない」ことから、更なる納期遅延、それに伴う損害発生などが懸念されており、こうした事情をご考慮頂き、施行日においては、例えば、財務省が行っているように新型コロナウイルス感染症にかかる特定災害として期限の延長など猶予期間を設けるなどの救済措置をご検討頂きたくお願い申し上げますなお、施行日が間近となっておりますので、早急にご検討頂ければ幸甚と存じます。重ねてお願い申し上げます。

- ・ ご参考までに、関税法において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（令和2年2月1日以後に発生したものに限りです。）について、財務大臣が特定災害として指定し、これらの影響により行うことが困難であった申請等について、期限の延長や関税関係手数料の軽減・免除等を行うことが可能としております。

【(参考) 税関 Web サイト：新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等の期限の延長等について】

https://www.customs.go.jp/news/news/20200511_index.htm

以上

2. 「ベトナム EU 自由貿易協定における拡張累積制度への日本産地の適用要請」について

2021年8月5日

VIETNAM TEXTILE AND APPAREL ASSOCIATION

(仮) { Deputy Secretary General
NGUYEN THI TUYET MAI 様

「ベトナム EU 自由貿易協定における拡張累積制度への日本産地の適用要請」について

日本繊維輸入組合
日本繊維輸出組合
ロジスティクス委員会
委員長 川合 利直

拝啓 貴会ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども日本繊維輸入組合及び日本繊維輸出組合は、日本アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP) や日本ベトナム経済連携協定 (JVEPA) に関し、ベトナムにおける EPA の原産地証明書取得に係る手続き等について、ベトナム商工省のご担当者に来日いただき説明会を実施し、原産地規則等に係る問題事案等についてベトナム商工省と意見交換等を行い解決へ導くなどの事業を行って参りました。また、日本の経済産業省とベトナムの商工省の間で結ばれた繊維産業高度化支援事業において、数次にわたる官民ミッションの相互派遣や生産管理、染色仕上加工、ファブリックトレンドなどの専門家を日本からベトナムへ派遣して研修会を実施するなど、貴会をはじめとしベトナム商工省、民営化される前の VINATEX とは、ベトナムー日本の繊維貿易の発展に向けた数々の協力事業を行い、良好な関係を築いて参りました。

こうした取り組みの成果もあり、2008年12月のAJCEP、2009年9月のJVEPAの発効以降、ベトナムとの繊維貿易は大きな発展を遂げ、日本のベトナムからの繊維品の輸入は、2009年1,136億円から2019年5,674億円と約5倍、日本からベトナムへの繊維品の輸出は、2009年437億円から2019年1,148億円と約3倍の伸びを示しており、ベトナムでの衣類を中心とした繊維品生産の拡大が期待されるようです。

このような状況の中、私ども組合は、日本の経済産業省から、2020年8月に発効されたEUベトナム自由貿易協定 (EU-Vietnam Free Trade Agreement = EVFTA) における「拡張累積制度」(締約国双方がFTAを締結している第三国の原産材料を使用して、締約国である最終生産国において作業・加工を行った場合、当該原産材料を当該最終生産国の原産材料とみなす規定) において、アパレル製品 (第61類, 第62類) について、締約国である最終生産国において作業・加工を行った場合、韓国産産地を当該最終生産国の原産材料として認める規定があり、現状においては、韓国産産地をベトナムで縫製した

アパレル製品は、EU 輸入時に EVFTA 税率が適用可能なのに対し、日本産生地を利用した場合は EVFTA 税率を適用することはできない状況にある旨の説明を受けました。また、この「拡張累積制度」については、日本は、ベトナム並びに EU と EPA を締結しているため、ベトナムと EU の間での合意があれば、当該拡張累積の対象として日本産生地を追加することも可能であると聞いております。

日本産生地は、独自の機能性や付加価値の高い生地を得意としており、当該拡張累積の対象として日本産生地が追加された場合、こうした日本産生地を利用したアパレル製品が EU 市場向けに EVFTA 税率を適用することが可能となり、ベトナムでの EU 市場向けアパレル生産の新たなセールスポイントを得ることになり、今まで出来ていなかった商売が生まれる可能性が十分にあると考えます。昨今の新疆綿の問題やミャンマー情勢、新型コロナウイルスや自然災害などの影響により、グローバルサプライチェーンにおいて今後どういった変化が起こるか分からない状況にあり、現状における可能性だけではなく、あらゆる可能性について備えておくことが肝要であると考えます。

日本の経済産業省からは、ベトナム商工省からは、「日本産生地を当該拡張累積の対象とすることに關心はある」とのコメントを得ており、今後、日ベトナム政府間において検討を進めるためには、「ベトナム国内でも縫製業界（所管は VITAS）からベトナム商工省に対し、日本産生地を当該拡張累積の対象とすることについて要望して欲しい」と説明を受けております。

つきましては、私ども組合は、EVFTA において、日本産生地に関しても当該拡張累積を適用できるようにベトナム政府と交渉していただけるように日本の経済産業省へ要望いたしますが、ベトナム国内の繊維産業の業界団体である貴会からも、ベトナム商工省に対し、日本産生地を当該拡張累積の対象とすることについて強く要望していただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 要望内容

EVFTA の拡張累積制度における、アパレル製品（第 61 類、第 62 類）における日本産生地に対する拡張累積の適用について、ベトナム商工省に対し要望提出を行っていただきたい。

2. 日本産生地に対する当該拡張累積の適用によるメリットや組合メンバー企業の意見

- ・日本産生地は、独自の機能性や高付加価値のある生地を得意としており、当該拡張累積の対象として日本産生地が追加された場合、こうした日本産生地を利用したアパレル製品が EU 市場向けに EVFTA 税率を適用することが可能となり、ベトナムでの EU 市場向けアパレル生産の新たなセールスポイントを得ることになり、今まで出来ていなかった商売が生まれる可能性が十分にある。
- ・現状において、日本産生地を用いてベトナムで縫製した製品の EU 市場向けの開拓も課題の一つであり、こうした制度の活用の可能性はあると思う。
- ・既存の客先がグローバルブランドであれば、EU 向け製品において、本制度を用いた日本産生地の利用について検討される可能性は十分にあり、ベトナムからの製品輸出に伴い日本の織物産業にも裨益する。

- ・昨今の新疆綿やミャンマー情勢の問題からも、今後サプライチェーンにどういった変化が起こるかは分からない。現状における可能性だけではなく、あらゆる可能性について備えておくことが肝要であると考ええる。
- ・貿易は同じ土俵に立たないと戦えない。韓国産生地が拡張累積の対象であるなら、日本産生地も拡張累積の対象にしないといけないと思う。

3. EUにおける拡張累積について（参考）

- ・EU が結ぶ EPA や GSP（一般特惠）制度における規定で、締約国双方が FTA を締結している第三国の原産材料を使用して、締約国である最終生産国において作業・加工を行った場合、当該原産材料を当該最終生産国の原産材料とみなす規定。
- ・2020年8月1日発効にした EU とベトナムにおける FTA（EVFTA）では、アパレル製品（第 61 類、第 62 類）について、韓国産生地を対象とした拡張累積を認める規定がある。
- ・現状においては、韓国産生地をベトナムで縫製したアパレル製品は、EU での EVFTA 税率適用が可能なのに対し、日本産生地を利用した場合は適用できない。
- ・一方、EU とベトナムの間での合意があれば、日本産生地も拡張累積の対象とすることも可能。
- ・EU の GSP 制度においても、同様に EU と GSP 受益国の間での合意があれば、日本産生地を間拡張累積の対象とすることが可能。

4. 参考資料（英文添付）における関連条項

Official Journal of the European Union (L186, 1320-1321page)

Section B

Definition of the concept of “originating products”

Article 3

拡張累積（Cumulation of Origin）

7. 韓国原産の織物は、附属書 V（Annex V）に記載される製品（HS 第 61 類・第 62 類の衣類）の生産に使用される場合は、ベトナム原産品とみなす。ただし、当該織物への加工が第 6 条の微細加工を超えるもの（Article 6 Insufficient Working or Processing）である場合に限る。
8. パラグラフ 7 の適用に当たって、布の原産性は、EU 韓国 FTA の枠内で適用される原産地規則で判断される。ただし、プロトコール附属書 II（a）に規定される「原産品」の定義及び当該特惠貿易協定の当局間の運用上の協力を除く。
9. パラグラフ 7 の適用に当たって、韓国からベトナムに輸出され、ベトナムで加工される当該材料の原産性の証明は、当該材料が韓国から EU に直接輸出される場合と同じ原産地証明文書によって確保されるものとする。
10. 上記パラグラフ 7 から 9 までの規定による拡張累積は、次の条件を満たす場合にのみ適用される。

- (a) 韓国が EU に対し 1994 年ガット第 24 条に基づく特惠貿易協定を適用し、
 - (b) 韓国及びベトナムが以下を取極め、それを EU に対して通知した場合
 - (i) 本条による累積を遵守し又はコンプライアンスを確保し、かつ、
 - (ii) 対 EU 及び関係国間での本プロトコールの適正な実施の確保のために必要な当局間の運用上の協力の提供すること。
11. パラグラフ 7 の適用によってベトナムにより発給される証明書は、「ベトナム-EU FTA のプロトコール 1 の第 3 条 7 の適用」を記載する。
12. EU とベトナムがガット第 24 条に基づく FTA を締結しているその他の国の織物
- 一方の締約国の要請によって、本協定の第 17.2 条（特別委員会）に従って創設される税関に関する委員会（Committee on Customs）は、EU とベトナムの両締約国が 1994 年ガット第 24 条に基づく特惠貿易協定を適用する国を原産とする織物が一つの締約国において本プロトコール附属書 V に掲げられる産品の一つに生産され又は組み込まれる場合、当該一つの締約国の原産品であるとみなす。ただし、当該締約国で行われた加工が第 6 条（微細加工）に規定する作業を超えるものである場合に限る。
13. 累積に対する要請及びパラグラフ 12 に規定される方式(modalities)に関する決定を行う際に、税関に関する委員会は、他方の締約国の利益及び本協定の目的を勘案しなければならない。

以上

3. 『日 EU・EPA 及び日英 EPA に関する意見・要望等』について

	<p>意見・要望(3)/対象EPA: 日英EPA(日EU・EPA) 英国で生産された英国原産品である商品を、EUのDistribution Centerで保管(保稅外)し、欧州・世界に販売・配送しており、日本向けには、英国のEU離脱前においては日EU EPAを適用し輸入しておりました。 しかしながら、英国のEU離脱後において当該商品は、日英EPAは、第三国で保管されており、税関の監督下でないことから、積送基準を満たさず適用することができません。また、日EU・EPAは、原産地基準を満たさず適用することができません。 英国のEU離脱前後において、生産工程や物流形態に何ら変化がないにもかかわらず、いずれのEPAも適用できなくなっており、英国のEU離脱により、日EU・EPAの下で得られていた利益の喪失が生じているといった観点より、このような事例を救済できる措置を設けていただけますよう、要望致します。</p>
	<p>意見・要望(4)/対象EPA: 日EU・EPA 日EU・EPAについて、EU側では3年間認められている遡及適用による還付請求について、日本側の輸入においても認めていただけますよう、要望致します。 他の協定でも同様の扱いとなっておりますが、アジア圏でのOEM生産などの輸入者が生産背景を把握している取引と異なり、遡及適用のニーズが多くあります。</p>
	<p>意見・要望(5)/対象EPA: 日EU・EPA(その他) オーストリア産の原綿をスリランカのコロンボの保稅蔵置所で一時保管し、日本に輸入しているケースがありますが、コロンボでの保稅蔵置している証明はあるのですが、コロンボ税関での再輸出証明が発行できず、日本への輸入時は、日EU・EPAは適用できず、課稅扱いとなっております。 日EU・EPAにおける問題点では有りませんのでここでは場違いかもしれませんが、なんとか日EU・EPAを適用して輸入できればと悩んでおり、こちらに記載させていただきました。</p>
	<p>意見・要望(6)/対象EPA: 日EU・EPA、日英EPA 両協定において、第58類、第59類の編み物及び不織布を含む項のPSRIにおいて、「編立」及び「不織布の形成」工程についての記載ないため、当該項において「編立」及び「不織布の形成」工程を経て生産される商品はPSRを満たすことができず、EPAを適用することが出来ないものと思われます。PSRIに記載のない加工工程を経て生産される商品がないようにPSRの内容を見直していただけるよう要望します。</p>

記入用紙

2021年 9月 14日

<p>会社名</p>	<p>日本繊維輸入組合、日本繊維輸出組合</p> <p><input type="checkbox"/> ※御意見内容をEU及び英国に伝達する際、貴社名への言及を希望する場合には、左のチェックボックス にチェック(☑)を入力してください。</p>
<p>業種</p>	<p>繊維品の輸出入者団体</p>
<p>対象EPA</p>	<p>日EU・EPA / 日英EPA (御意見のある協定を丸で囲ってください)</p>
<p>関連分野</p>	<p>市場アクセス / 原産地 / 税関・関税 / 衛生植物検疫措置 貿易の技術的障害 / サービス貿易・投資・電子商取引 自然人の入国・一時的な滞在 / 政府調達(含: 地方政府) 知的財産 / 規制協力 / その他 ()</p>
<p>御意見の内容/ 具体的事例等</p>	<p>意見・要望(1)/対象EPA: 日EU・EPA 日EU・EPAについて、「第61類から第63類の繊維製品が原産品であるかどうかを決定するにあたり、品目別原産地規則は当該繊維製品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用する」ルールを他の多くの協定と同様に採用していただくことを要望致します。</p> <p>日EU・EPAにおいては、日英EPAや日アセアンEPA等日本が締結している多くの経済連携協定において採用されております上記規定が採用されておられません。 そのため、EUから輸入する第61類から第63類の繊維製品に日EU・EPAを適用するにあたっては、副資材(裏地、芯地、ラベル等及び副資材など)を含めた当該繊維製品に使用されている11部の原材料全てに対し、品目別原産地規則を満たすかどうかの確認が必要となることから、特に62類の布帛製衣類などの多くの原材料から構成される産品を中心に原産性の確認作業等の特恵申請に係る業務が大変複雑化・煩雑化しております。 EU原産の衣類輸入は、小ロット多品種の場合も多く、仕様が異なる品番毎にこうした特恵申請に係る業務を行うことは人的・時間的負担が非常に大きく、EPAの利用を断念しているケースもあります。 また、自己申告制度において輸入者は、税関が産品の原産性を確認するために十分な情報(資料)を手元に担保できていない限り、事後検認による特恵否認・課税のリスクの大きさからEPAの利用を躊躇せざるを得ませんが、EU原産の衣類輸入の場合、アジア圏でのOEM生産などの輸入者が生産背景を把握している取引とは異なり、輸出者・生産者からこうした情報を提供してもらう必要がありますが、必要とする情報(資料)が揃わず、EPAの利用を断念しているケースが非常に多くあります。 こうしたことから、日EU・EPAについても、他の多くの協定と同様に当該ルールを採用していただき、日EU双方の関係企業における日EU・EPA利用に伴う複雑で煩雑な業務の軽減を図っていただきますよう、要望致します。</p> <p>意見・要望(2)/対象EPA: 日EU・EPA 日EU・EPAにおける、英国との拡張累積の導入について要望致します。 日英EPAにおいて規定されているEUとの拡張累積の規定同様に、日・EU・英にまたがるサプライチェーンにおいても日EU・EPAが活用できるよう、英国産材料並びに英国で施された加工による付加価値や加工工程を日本又はEUの原産材料又は加工による付加価値や加工工程とみなす規定の導入を要望致します。 (同様に、英EU間の貿易において日本産の材料、日本での工程を累積対象として考慮するための規定の導入についても要望致します。)</p>